

経営安定化サポート資金「経営安定枠」で資金繰りを支援します

原油価格の上昇又は物価高騰により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者に対する支援を強化するため、経営安定化サポート資金「経営安定枠」において物価高騰の影響を受けている県内中小企業者を融資対象に追加し、資金繰りを支援しておりますのでご利用ください。

ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者であり、次のいずれかに該当する方

- (1) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
- (2) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

ご融資の条件

- 融資限度額 4,000万円（運転資金）
- 融資利率 取扱金融機関所定利率－0.8%（下限1.6%）
「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
セーフティネット保証5号 0.86%

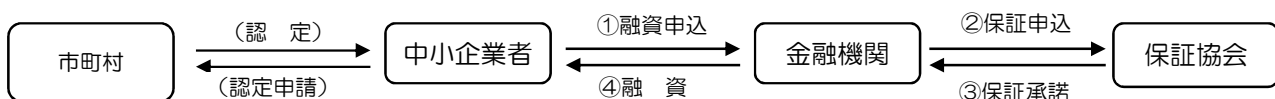
信用保証料補助

以下の市町村では、保証料の全部又は一部を補助します。

青森市、弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、七戸町、六ヶ所村、風間浦村、階上町

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

賃金引上げや物流の2024年問題の解決に 取り組む県内中小企業の方へ

賃金引上げに資する取組を行う県内中小企業者や物流の2024年問題の解決に対応するため業務効率化に取り組む県内中小企業者を支援するため、「選ばれる青森」への挑戦資金の融資対象に「賃金引上げに資する取組」及び「物流の2024年問題の解決への取組」を新設しましたのでご活用ください。

ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 賃金引上げに資する取組（1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの）
- (2) 物流の2024年問題の解決への取組（業務効率化を図るもの）

ご融資の条件

- 融資限度額 各1億円
- 融 資 利 率 固定年1.1%（三者連携協定の場合1.0%）
- 融 資 期 間 設備資金15年以内（うち据置3年以内）
運転資金10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%

信用保証料補助

次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。
また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

「賃金引上げに資する取組」の場合

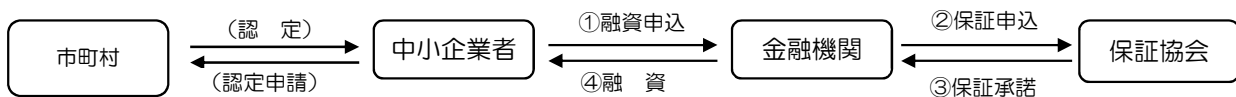
- (1) 「選ばれる青森」への挑戦資金（賃金引上げに資する取組）を利用すること
- (2) 国又は県等が実施する賃金引上げに資する補助事業等を活用すること

「物流の2024年問題の解決への取組」の場合

- (1) 「選ばれる青森」への挑戦資金（物流の2024年問題の解決への取組）を利用すること
- (2) 国又は県等が実施する物流の2024年問題の解決に資する補助事業等を活用すること

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。

※セーフティネット保証4号、5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金

エネルギーや原材料等の価格高騰に対応するため、省エネ設備への更新など、今後の事業継続に向けた対策を行う県内中小企業者等を支援します。

対象者	事業類型	補助率	補助上限額
県内中小企業者 (個人事業主を含む)	通常枠	1/2	300万円
	省エネ最適化診断枠 ・省エネ診断の受診 ※受付できる件数(20件程度)に 限りがあります。 ・事業成果の公表に同意	2/3	500万円
	特別高圧電力枠 ・特別高圧の受電者	1/2	700万円

詳細は裏面へ

詳細は裏面へ

対象事業

エネルギー・原材料価格高騰に対応した、経営基盤強化のための取組

対象経費

・省エネ化・省コスト化に必要な設備更新等 (下限額：30万円)
 ・原材料代替のための調査・研究 など

事業例は裏面をご覧ください

公募期間

令和5年10月16日(月)～2次締切 10月31日(火)(締切日必着)
 3次締切 11月17日(金)(当日消印有効)
 ※公募期間中でも予算がなくなり次第募集を終了しますので、予めご了承ください。

**補助対象
期 間**

交付決定日※～令和6年1月31日(水)
 ※事前着手できる場合があります。詳細は下記HPをご覧ください。

審 査

2次締切 11月中旬・3次締切 12月上旬に審査し、採択決定
 ※パートナーシップ構築宣言登録企業は、審査において加点措置が講じられます。
 ※本補助事業の交付決定を既に受けている事業者も申請できますが、採択の決定にあたっては、初めて申請する事業者、または前回の申請で不採択となった事業者を優先しますのでご了承ください。

提出先

【提出先】 〒030-0812 青森市堤町2-1-1 協同ビル4階
 省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金事務局 宛
 TEL：017-762-0147

【申請書等】 下記HPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、
 期限までに上記提出先へ原則、郵送にて提出してください。
 URL：https://aomori-shoene.jp



問合せ先

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金コールセンター
TEL：0120-990-396
 (令和5年10月16日(月)～11月17日(金)の 平日9:00～17:00)

省エネ最適化診断とは

次の(1)、(2)の両方に該当することが条件です。

- (1) エネルギーの専門家による省エネ最適化診断を受けながら設備更新を行うこと
- (2) 事業成果の公表に同意すること

特別高圧電力枠とは

特別高圧(※)の受電者に該当することが条件です。

(※) 使用電力量が極めて高い大規模な工場や施設等で使用する特定の契約電力

活用事業の例

業 種

取組内容

取組効果

縫製業

接着機を電気式から新型スチーム熱ヒーター採用小型低温機に更新



光熱費削減・省力化

- ・ 70~80%の節電を実現
- ・ 作業人員の省力化
- ・ 設備小型化による作業効率向上

年間削減量・削減額(計画)

電気 ▲36,293kwh
灯油 +1,896ℓ ➡ ▲602,143円

クリーニング業

高効率で、高品質の仕上げ処理が可能なカラーカフス仕上げ機等に更新



手直し処理短縮による固定費削減

- ・ 電気料・灯油代の削減
- ・ 機械プレス時間及びワイシャツ手直し時間が5割前後短縮

年間削減量・削減額(計画)

電気 : ▲3,000kwh
灯油 : ▲2,207ℓ ➡ ▲289,390円

水産食料品製造業

高効率なボイル用ボイラへの更新とイカやサバ等原材料の代替品検討



光熱費削減・代替品商品化

- ・ ボイラ効率が85%→95%に上昇
- ・ 地元産原材料の新製品開発
- ・ 原材料の調達難等リスク軽減

年間削減量・削減額(計画)

重油A : ▲2,474ℓ ➡ ▲188,024円

りんご卸売業

灯油式のジェットヒーターから最新式薪ストーブに更新



光熱費の削減・職場環境の改善

- ・ 灯油代分の光熱費を削減
- ・ 中古りんご箱の廃棄物処分費削減
- ・ ホコリ等の軽減による職場環境改善

年間削減量・削減額(計画)

灯油 : ▲6,840ℓ ➡ ▲752,400円

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金

エネルギーや原材料等の価格高騰に対応するため、省エネ設備への更新など、今後の事業継続に向けた対策を行う県内中小企業者等を支援します。

対象者	事業類型	補助率	補助上限額
事業協同組合等 ・事業協同組合又はその連合会 ・商店街振興組合又はその連合会 ・商工組合又はその連合会 ・生活衛生同業組合 ・企業組合 ・協業組合	通常枠	1/2	500万円
	省エネ最適化診断枠 ・省エネ診断の受診 ※受付できる件数(20件程度)に限りがあります。 ・事業成果の公表に同意	2/3	700万円
	特別高圧電力枠 ・特別高圧の受電者	1/2	900万円

詳細は裏面へ

詳細は裏面へ

対象事業

エネルギー・原材料価格高騰に対応した、経営基盤強化のための取組

対象経費

・省エネ化・省コスト化に必要な設備更新等 (下限額：30万円)
 ・原材料代替のための調査・研究 など

事業例は裏面をご覧ください

公募期間

令和5年10月16日(月)～2次締切 10月31日(火)(締切日必着)
 3次締切 11月17日(金)(当日消印有効)
 ※公募期間中でも予算がなくなり次第募集を終了しますので、予めご了承ください。

補助対象期間

交付決定日※～令和6年1月31日(水)
 ※事前着手できる場合があります。詳細は下記HPをご覧ください。

審査

2次締切 11月中旬・3次締切 12月上旬に審査し、採択決定
 ※パートナーシップ構築宣言登録企業は、審査において加点措置が講じられます。
 ※本補助事業の交付決定を既に受けている事業者も申請できますが、採択の決定にあたっては、初めて申請する事業者、または前回の申請で不採択となった事業者を優先しますのでご了承ください。

提出先

【提出先】 〒030-0812 青森市堤町2-1-1 協同ビル4階
 省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金事務局 宛
 TEL：017-762-0147

【申請書等】 下記HPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに上記提出先へ原則、郵送にて提出してください。
 URL：https://aomori-shoene.jp



問合せ先

省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金コールセンター
TEL：0120-990-396
 (令和5年10月16日(月)～11月17日(金)の 平日9:00～17:00)

省エネ最適化診断とは

次の(1)、(2)の両方に該当することが条件です。

- (1) エネルギーの専門家による省エネ最適化診断を受けながら設備更新を行うこと
- (2) 事業成果の公表に同意すること

特別高圧電力枠とは

特別高圧(※)の受電者に該当することが条件です。

(※) 使用電力量が極めて高い大規模な工場や施設等で使用する特定の契約電力

活用事業の例

業 種

取 組 内 容

縫製業

接着機を電気式から新型スチーム熱ヒーター採用小型低温機に更新



光熱費削減・省力化

- ・70～80%の節電を実現
- ・作業人員の省力化
- ・設備小型化による作業効率向上

年間削減量・削減額(計画)

電気 ▲36,293kwh
灯油 +1,896ℓ

▶ ▲602,143円

クリーニング業

高効率で、高品質の仕上げ処理が可能なカラーカフス仕上げ機等に更新



手直し処理短縮による固定費削減

- ・電気料・灯油代の削減
- ・機械プレス時間及びワイシャツ手直し時間が5割前後短縮

年間削減量・削減額(計画)

電気 : ▲3,000kwh
灯油 : ▲2,207ℓ

▶ ▲289,390円

水産食料品製造業

高効率なボイル用ボイラへの更新とイカやサバ等原材料の代替品検討



光熱費削減・代替品商品化

- ・ボイラ効率が85%→95%に上昇
- ・地元産原材料の新製品開発
- ・原材料の調達難等リスク軽減

年間削減量・削減額(計画)

重油A : ▲2,474ℓ

▶ ▲188,024円

りんご卸売業

灯油式のジェットヒーターから最新式薪ストーブに更新



光熱費の削減・職場環境の改善

- ・灯油代分の光熱費を削減
- ・中古りんご箱の廃棄物処分費削減
- ・ホコリ等の軽減による職場環境改善

年間削減量・削減額(計画)

灯油 : ▲6,840ℓ

▶ ▲752,400円

中小企業者等の ガス・電気代、負担軽減!

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金



青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外になっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付します。

※申請には、令和5年1月分から9月分の使用量が確認できる書類(検針票の写し等)が必要です。

申請受付期間

令和5年 10月2日(月) ~ 11月30日(木)

給付額 令和5年1月分から令和5年9月分までの使用量 × 支援単価



業務用LPガス支援単価

1月~8月分 …… 62円/m³
9月分 …… 31円/m³



特別高圧電気支援単価

1月~8月分 …… 2.5円/kWh(上限月50万円)
9月分 …… 1.25円/kWh(上限月25万円)

【給付対象者】 令和5年10月1日時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、以下の要件1及び要件2をいずれも満たす者

※家庭用を対象としたLPガス料金の値引きや、県のほかの支援金の対象となる場合は対象外です。

【給付要件】 **要件1** LPガス・特別高圧電気使用要件

業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和5年1月分から令和5年9月分までのいずれかの月分の使用があること。

※「都市ガス」、「特別高圧電気以外の電気」は対象外

※「家庭用LPガス(青森県消防保安課が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき8月分の料金が減額されているもの)」は対象外

要件2 事業継続意思要件

令和5年10月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

【申請方法】 ホームページからのダウンロード、または県庁正面玄関受付、お近くの県合同庁舎、各商工会議所及び商工会で申請書を手し、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会へ郵送または持参により申し込んでください。

お気軽に
ご相談
ください。

※必要書類や制度詳細については、専用Webサイトをご確認ください。

■事務局ホームページ
<http://www.sme-gasdenkishienkin.jp/index.html>



■青森県ホームページ
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/lpgasushienkin.html>



専用電話相談窓口
フリーダイヤル

0120-66-0217

【対応時間】土日祝を除く9:00~17:00
【開設期間】令和5年12月25日(月)まで

県内中小企業者等の皆様へ

収益力向上に向けた取組にご活用ください！

物価高騰対応収益力向上支援事業費補助金のお知らせ

商品・サービスの高付加価値化や、物流の2024年問題に対応するための業務効率化など、収益力向上を図る取組に要する経費の一部を補助します。

募集期間

令和5年10月下旬～11月中旬(予定)

	補助上限額	補助率
高付加価値化促進枠	100万円	補助対象経費の 2分の1 以内
物流の2024年問題対応枠	200万円	補助対象経費の 3分の2 以内

対象者

- 県内中小企業者(個人事業主を含む)
- 県内事業協同組合等(事業協同組合又はその連合会、商店街振興組合又はその連合会、商工組合又はその連合会、生活衛生同業組合、企業組合、協業組合)

補助対象期間

交付決定日※～令和6年2月5日(月)

※交付決定前の事前着手についても対象となる場合があります。

事前着手の詳細は、10月下旬に公開予定の募集要領でお知らせします。

補助対象事業、補助対象経費等の詳細は裏面をご覧ください

問合せ先



(公財)21あomorい産業総合支援センター 総合支援課
〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階
電話:017-777-4066 FAX:017-721-2514
E-mail:soudan@21aomori.or.jp



[ホームページ]

補助対象事業

高付加価値化促進枠	既存の商品・サービス等を生かして付加価値を高めることで収益力の強化を図る取組 ＜例＞ ・商品本体・サービスの魅力向上 ・パッケージ・デザインの訴求力向上 ・原材料の切替 ・販路の多様化 ・その他の高付加価値化
物流の2024年問題対応枠	物流の2024年問題に対応するための業務効率化を図る取組 ＜例＞ ・パレット等の活用による荷役作業時間の削減 ・トラックの予約受付システムの導入による荷待ち時間の削減 ・労務管理ソフトの導入による業務処理時間削減

補助対象経費

機械装置・備品・システム構築費、クラウド利用料、開発費、委託費、展示会等出展費・開催費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、借損料、専門家経費、職員等旅費、外部セミナー・研修等受講費、知的財産取得費

審査について

- ・（公財）21あおもり産業総合支援センターが設置する審査会において、11月下旬（予定）に審査を行い、採択者を決定します。
- ・国が推進している「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業については、本補助金の採択審査時に加点することを予定しています。「パートナーシップ構築宣言」の詳細は、ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) からご覧ください。

公募要領・申請方法等

■ 公募要領

（公財）21あおもり産業総合支援センターにおいて制定後、速やかに掲載します。（10月下旬予定）

■ 申請方法

申請書類を作成の上、（公財）21あおもり産業総合支援センターに申請していただきます。

申請書類の様式等については、公募要領においてお知らせします。（10月下旬予定）

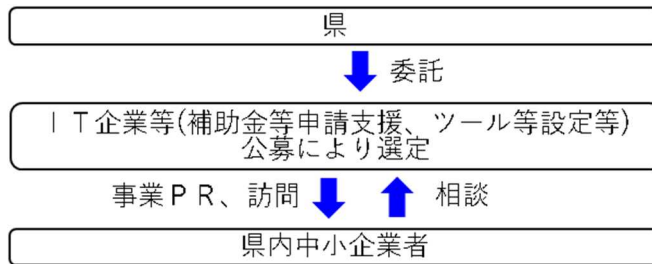
○ 中小企業者DX関連ツール導入支援事業

県内各地において、IT企業等が中小企業者を訪問し、業務の効率化や人手不足の解消など、生産性の向上を目的としたデジタルツール等の有効性を説明するとともに、国の補助金等を活用したデジタルツールの導入を支援します。

(1) スケジュール

- ・11月中旬 事業開始（委託先のIT企業が県内各地の中小企業者への訪問を開始します。）
- ・11月～3月 導入支援の実施
- ・3月下旬 事業終了

(2) 事業スキーム



【担当窓口】 新産業創造課 産業DX推進グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

○ 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ① 省エネ・補助金等情報提供
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
 - ② 伴走型サポート事業
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
 - ③ 省エネ設備導入サポート事業
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 事業規模によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
- (5) 募集時期 現在募集中

【担当窓口】 県環境生活部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065

○ 港湾運送事業者等原油価格高騰対策事業費補助金 ※新規受付終了

物価高騰等で経営に影響が生じている港湾運送事業者等における燃料費の高騰による負担の軽減を図り、県内物流機能の維持を図るため、港湾運送事業者等に対し、「令和5年度青森県港湾運送事業者等原油価格高騰対策事業費」として、港湾運送事業者等の燃料費の高騰相当分に係る経費の一部を補助します。

(1) 交付対象

港湾運送事業者等で青森県内に本社を置き、中小企業基本法の適用を受ける者

(2) 補助対象機械等

- ①港湾運送事業法第5条第1項第4号に規定する事業計画に記載する荷役機械
- ②青森県港内での入出港船舶の岸壁への停泊又は離船に係る操船を補助する曳き船

(3) 補助対象期間、補助金額

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの軽油・ガソリン・重油購入量に1リットルあたり8円を乗じて得た額以内の額。(1,000円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとし、補助対象経費に係る消費税相当額を含まない。)

(4) 申請受付期間

- ①窓口への持参・・・令和5年7月31日(月) 17:15まで(土日祝を除く)
- ②郵送の場合・・・令和5年7月31日(月) 消印有効

(5) 変更交付申請受付期間

- ①窓口への持参・・・令和6年1月31日(水) 17:15まで(土日祝を除く)
- ②郵送の場合・・・令和6年1月31日(水) 消印有効

【担当窓口】 県土整備部 港湾空港課 港政グループ
TEL 017-734-9673 FAX 017-734-8194